

平成29年5月25日

平成29年度第2回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

平成２９年度第２回松本市定例教育委員会付議案件

[議案]

- 第１号 松本市社会教育委員の委嘱について
- 第２号 信濃毎日新聞株式会社等との協定の締結について

[報告]

- 第１号 学都松本推進協議会の委員の委嘱について
- 第２号 松本市小中学校等市費教員設置要綱の制定について
- 第３号 台湾チャーター便の運航に伴う教育訪問団の学校交流について
- 第４号 松本市キャリア教育推進協議会の委員の委嘱について
- 第５号 平成２８年度松本市出前講座の実績について
- 第６号 中央図書館の開館時間の延長について
- 第７号 平成２８年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について

[周知事項]

- １ 「第８回こいこい松本－松本国際ふるさと祭り－」の開催について
- ２ 松本市市政施行１１０周年記念
「松本市中央図書館・松本市こどもプラザ４館共催絵本講座」の開催について
- ３ 松本市市制施行１１０周年記念
「日本浮世絵博物館所蔵 酒井浮世絵コレクション展示」の開催について
- ４ 松本市市政施行１１０周年記念 博物館連携展「松本の近代建築」の開催について

[その他]

教育委員会資料
29. 5. 25
教育政策課

松本市社会教育委員の委嘱について

1 趣旨

家庭教育関係者として委嘱していた社会教育委員の辞職に伴い、後任者として補欠委員の委嘱を行うことについて協議するものです。

2 退任者

白井 和夫 松本市子ども会育成連合会副会長

3 委嘱予定者

小岩井 里美 松本市子ども会育成連合会副会長

4 任期

松本市社会教育委員条例第4条に基づき、補欠委員については、委嘱の日から残任期間の平成29年9月30日までとします。

※平成29年6月13日開催の第3回社会教育委員会議にて委嘱予定

5 根拠法令等（抜粋）

(1) 社会教育法

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

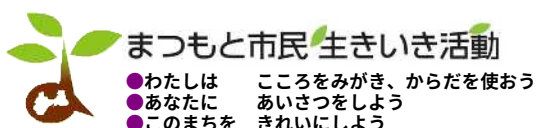
(2) 松本市社会教育委員条例

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



「学都松本」

松本市社会教育委員名簿（案）

（任期 平成27年10月1日～平成29年9月30日）

区分		氏名	性別	選出団体等 及び役職
学校教育 関係者		アカハネ サトシ 赤羽 聡	男	松本市校長会 （市立開智小学校 校長）
		ホサカ ミヨ子 保坂 美代子	女	中信地区高等学校校長会 （松本美須々ヶ丘高等学校 校長）
社会教育 関係者	長	アサカワ ヤスハル 浅川 安治	男	新村公民館 運営委員
	副	ニシグチ エリ子 西口 恵利子	女	庄内地区公民館 図書・視聴覚委員
		フルイチ ショウタロウ 古市 昭太郎	男	前北部公民館長
		ハラ カツミ 原 勝美	男	今井地区文化財調査委員長
		アサワ アキ子 浅輪 明子	女	松本市青少年補導委員協議会
	副	ミヨサワ フミエ 三代澤 二三恵	女	松本市女性団体連絡協議会
家庭教育 関係者	委嘱 予定者	コイワイ サトミ 小岩井 里美	男	松本市子ども会育成連合会
		ヒラツカ アヤ子 平塚 綾子	女	松本市PTA連合会
学識経験 者	会計	ナカジマ セツ子 中島 節子	女	松本大学
公募委員		サカイダ キンイチ 坂井田 金一	男	公募
		スミス マユミ スミス 真弓	女	公募
		コバヤシ ジュン子 小林 順子	女	公募
		クボタ ユミ 久保田 由美	女	公募

議案第 2 号

信濃毎日新聞株式会社等との協定の締結について

1 趣旨

新聞記事の活用をととした児童生徒の言語活動の充実を図るため、新聞社等と協定を締結するものです。

2 相手方

信濃毎日新聞株式会社、一般社団法人共同通信社長野支局、株式会社時事通信社長野支社

3 協定について

(1) 協定書

別紙のとおり

(2) 費用

無料

(3) 内容

ア 学級だより等への新聞記事の活用

イ 新聞料金の割引

ウ 新聞記事を活用した授業の支援

4 県内周辺市の状況

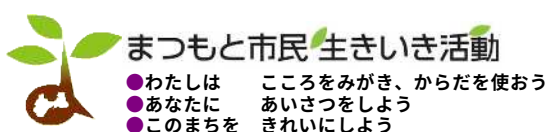
松本市以外の県内18市教育委員会ではすでに協定を締結済です。

5 その他

(1) 市民タイムスについては、協定手続きせず活用できます。

(2) 校長会において周知します。

担当 学校指導課
課長 横田 則雄
電話 33-4397



●わたしは こころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちをきれいにしよう



「学都松本」

児童生徒の言語活動充実と新聞活用に関する協定書

信濃毎日新聞株式会社（以下甲という）、一般社団法人共同通信社長野支局（以下乙という）、株式会社時事通信社長野支局（以下丙という）と松本市教育委員会（以下丁という）は次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙、丙と丁は相互に連携・協力し、丁および丁が所管する学校や施設等において、甲が発行する新聞および派遣する人材を活用し、児童・生徒・学生の言語活動の充実を図るとともに、松本市教育の向上に資する。

（記事の活用）

第2条

- （1） 丁および丁が所管する学校等は、著作権法第35条、第36条に基づき、甲が発行する新聞の記事を二次使用することができる。
この協定により、これらに加え、家庭学習、校内掲示、学校・学級通信、教員研修会、授業参観、PTA研修等でも、信濃毎日新聞での「掲載日」に加え、「信濃毎日新聞掲載」と明示すれば、事前の許諾手続きを行うことなく、乙と丙が著作権を有する記事を含め信濃毎日新聞に掲載した記事を二次使用することができる。
ただし、学校ホームページへの掲載、校内LANサーバーへの蓄積等は、当該学校に関係する記事に限る。
- （2） 丁および丁が所管する学校等は、信濃毎日新聞に掲載された記事や写真等を使用する際、自らの責任において、肖像権や個人情報保護など人権を侵害しないように最大限配慮する。なお、スポーツ選手や芸能人の写真など肖像権が管理されている写真は二次使用できない。

（二次使用の許諾が必要なもの）

第3条 次に掲げるものは、甲、乙、丙が著作権を有していないため、丁および丁が所管する学校等が二次使用する場合は、あらかじめ著作権者の許諾を得なければならない。

- ① 読者や社外の人、社外の団体等が甲、乙、丙に寄せた原稿や投稿、文芸作品、美術作品、写真等
- ② 社外の人との談話、インタビュー、人物紹介、座談会等の記事
- ③ 他の新聞社から寄せられた記事や写真、絵等
- ④ まんが、小説
- ⑤ 広告

（二次使用の問い合わせ）

第4条 丁および丁が所管する学校等が、新聞記事を書籍に掲載する場合は有償となる場合がある。これを含め、二次使用について不明な点がある場合は、甲のNIE（教育に新聞を）担当部署に問い合わせることとする。

(学校教材価格の適用)

第5条 甲は、丁が所管する学校が授業で活用する信濃毎日新聞の料金について、事前の申し込みがあれば、別に設定した学校教材用価格を適用する。

(記者の派遣)

第6条 甲は、丁および丁が所管する学校等の要請があれば、新聞を活用した授業、新聞教育、教員研修等に記者らを派遣する。

(協定期間)

第7条 この協定書の有効期間は、締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の30日前までに、甲、乙、丙と丁いずれからも書面による申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めるもののほか、新たに必要な事項が生じた場合や連携・協力の細目については、その都度、別途協議して定める。

この協定の証として本協定書4通を作成し、それぞれ押印の上、甲、乙、丙と丁が各1通を保有する。

平成29年●月●日

(甲) 長野市南県町657
信濃毎日新聞株式会社
代表取締役社長 小坂 壮太郎

(乙) 長野市南県町657
一般社団法人共同通信社長野支局
支 局 長 山鹿 秀一

(丙) 長野市南県町657
株式会社時事通信社長野支局
支 局 長 阿部 正人

(丁) 松本市大手3-8-13
松本市教育委員会
教 育 長 赤羽 郁夫

学都松本推進協議会の委員の委嘱について

1 趣旨

松本市教育振興基本計画に基づき、学都松本の実現を市民との協働で進めるため、学都松本推進協議会の委員の委嘱を行うことについて報告するものです。

2 委嘱予定者

裏面のとおり

3 任期

学都松本推進協議会設置要綱第4条に基づき、委嘱の日から1年間とします。ただし公募による委員は3年間とします。

※平成29年5月31日開催の第1回学都松本推進協議会にて委嘱予定

4 根拠法令等（抜粋）

学都松本推進協議会設置要綱

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 有識者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

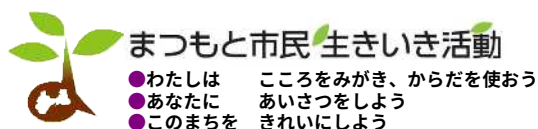
第4条 前条第1号から第3号まで及び第5号の委員の任期は、1年間とする。前条第4号の委員は、3年間とする。但し、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当 教育政策課

課長 小林 伸一

電話 33-3980



平成29年度 学都松本推進協議会名簿（案）

	区分	氏名	推薦団体等	備考
1	学校教育 及び 社会教育 関係者	山田 泰子	松本市学校給食センター運営委員会	継続
2		山田 美恵子	松本市青少年補導委員協議会	継続
3		古市 昭太郎	松本市社会教育委員	継続
4		伊藤 麻理	松本市公民館運営審議会	継続
5		飯島 恵道	松本市公民館運営審議会	継続
6		榛澤 真弓	松本市図書館協議会	継続
7		西森 尚己	松本市博物館協議会	継続
8		村上 さよ子	松本まると博物館友の会	継続
9		鈴木 清登	中信美術会	新規
10		安藤 久治	スポーツ推進委員協議会	継続
11	家庭教育関係者	古屋 勇	松本市PTA連合会	新規
12		小岩井 里美	松本市子ども会育成連合会	新規
13	有識者	市川 莊一	教育委員会	新規
14	公募委員	鈴岡 潤一	公募	継続
15		小林 磨史	公募	継続

報告第 2 号

松本市小中学校等市費教員設置要綱の制定について

1 趣旨

平成29年3月23日開催の教育委員会で「松本市学校等市費教員設置要綱の制定について」を協議しましたが、再検討し、以下のとおりとなりましたので報告するものです。

2 要綱

別紙1のとおり

3 対照表

別紙2のとおり

担当	学校指導課
課長	横田 則雄
電話	33-4397



まつもと市民生きいき活動

●わたしは こころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

松本市教育委員会告示第10号

松本市立小中学校等市費教員設置要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

松本市教育委員会

松本市立小中学校等市費教員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市立小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）並びに中間教室（教育委員会が、小中学校の不登校児童生徒を対象に、集団適応指導、学習指導、教育相談等を行うことを目的として、市立小中学校以外に設置する教育の場をいう。以下同じ。）の教育の充実を図るため、市立小中学校、中間教室等（以下「市立小中学校等」という。）に市費教員を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市費教員」とは、市立小中学校等において教育事務に従事する教育職員（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する教育職員をいう。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員以外の職員で、教育委員会が市の負担において設置する職員をいう。

(身分)

第3条 市費教員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(名称及び職務)

第4条 市費教員の名称及び職務は、別表に定めるところによる。

(任用)

第5条 市費教員は、教育委員会が任用する。

(任用期間)

第6条 市費教員の任用期間は、1年以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、勤務成績が良好な者について当該1年以内の期間を1回とし、7回まで任用期間を更新することができる。

(服務)

第7条 市費教員は、その職務を自覚し、常に誠実かつ公平に職務を遂行しなければならない。

2 市費教員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 市費教員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 市費教員は、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、教育委員会及び学校長の指示に従わなければならない。

5 市費教員は、職務遂行に必要な資質の向上に努めなければならない。

(報酬)

第8条 市費教員に対する報酬は、月額とし、その額は、予算の範囲内で市長が別に定める額とする。

(研修)

第9条 第7条第5項に規定する資質の向上のため、市費教員は、教育委員会が実施する研修に参加しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

名 称	職 務
自立支援教員	1 不登校児童生徒の社会的自立支援に関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。
中学校学力向上推進教員	1 児童生徒の学力向上のための授業改善に関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。
複式学級対応教員	1 山間小規模校における複式学級解消に関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。
不登校支援アドバイザー	1 不登校児童生徒への対応に係る指導・助言に関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。
中間教室適応指導員	1 中間教室へ通う児童生徒に対する適応指導に関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。

松本市小中学校等市費教員設置要綱 対照表

現行	検討後
○松本市学校等市費教員設置要綱 平成29年4月1日 (目的) 第1条 この要綱は、松本市立小学校及び中学校等の教育の充実を図ることを目的に、市費教員を配置することについて必要な事項を定めるものとする。 (市費教員の配置) 第2条 松本市市費教員を、松本市立小学校及び中学校並びに中間教室に配置する。 (定義)	○松本市立小中学校等市費教員設置要綱 (目的) 第1条 この要綱は、松本市立小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）並びに中間教室（教育委員会が、小中学校の不登校児童生徒を対象に、集団適応指導、学習指導、教育相談等を行うことを目的として、市立小中学校以外に設置する教育の場をいう。以下同じ。）の教育の充実を図るため、市立小中学校、中間教室等（以下「市立小中学校等」という。）に市費教員を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 削除 (定義) 第2条 この要綱において「市費教員」とは、市立小中学校等において教育事務に従事する教育職員（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する教育職員をいう。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員以外の職員で、教育委員会が市の負担において設置する職員をいう。

(身分)

第3条 市費教員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(名称及び職務)

第4条 市費教員の名称及び職務は、別表第1に定める。

(任用)

第5条 市費教員の定数は、教育委員会が別に定め、任命する。

(任用期間)

第6条 任用期間は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下「年度」という。）の範囲内で教育委員会が決定する。

2 勤務成績が良好であり、市長が必要と認めた場合は、当該1年以内の期間を1回とし、7回まで更新することができる。

(服務)

第7条 市費教員は、その職務を自覚し、常に誠実かつ公平に職務を遂行しなければならない。

2 市費教員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 市費教員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 市費教員は、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、教育委員会及び学校長の指示に従わなければならない。

(身分)

(名称及び職務)

第4条 市費教員の名称及び職務は、別表に定めるところによる。

(任用)

第5条 市費教員は、教育委員会が任用する。

(任用期間)

第6条 市費教員の任用期間は、1年以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、勤務成績が良好な者について当該1年以内の期間を1回とし、7回まで任用期間を更新することができる。

削除

(服務)

5 市費教員は、職務遂行に必要な資質の向上に努めなければならない
(報酬)

第8条 報酬は月額とし、その額は予算の範囲内で教育委員会が別に定める額とする。

(研修)

第9条 第7条第5項に規定する資質向上のため、市費教員は教育委員会が主催する研修に参加しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める

附 則

この告示は平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

(補足)

別表 (第4条関係)

名称	職務
自立支援教員	不登校児童生徒の社会的自立支援に従事する。
中学校学力向上推進教員	学力向上のための授業改善に従事する。
複式学級対応教員	山間小規模校における複式学級解消に従事する。
不登校支援アドバイザー	不登校児童生徒への対応に関する指導・助言に従事する。
中間教室適応指導員	中間教室へ通う児童生徒への適応指導に従事する。

備考 市費教員に必要な資格は、別に定める。

名 称	職 務
自立支援教員	1 不登校児童生徒の社会的自立支援に関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。
中学校学力向上推進教員	1 児童生徒の学力向上のための授業改善に関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。
複式学級対応教員	1 山間小規模校における複式学級解消に関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。
不登校支援アドバイザー	1 不登校児童生徒への対応に係る指導・助言に関すること 2 その他教育委員会が指示すること。
中間教室適応指導員	1 中間教室へ通う児童生徒に対する適応指導に関すること 2 その他教育委員会が指示すること。

削除

報告第 3 号

台湾チャーター便の運航に伴う教育訪問団の学校交流について

1 趣旨

台湾高雄市を公式訪問した際に、教育訪問団として中学校交流及び視察を実施しましたので、その概要について報告するものです。

2 期日

平成29年5月12日（金）学校における交流

13日（土）高雄市内教育施設視察

※台湾滞在はチャーター便の運航に合わせ5月11日～15日

3 訪問団（学校交流）構成等

(1) 内容 覚書に基づく松本市の中学生と高雄市の中学生との交流

(2) 団員 教育長、教職員、関係課職員、交流中学生（12名）合計17名

参加校 旭町中学校、鎌田中学校、開成中学校（各校4名）

4 目的

健康・福祉・教育分野の交流に関する覚書を締結している台湾高雄市を訪問し、パートナー校の生徒を含めた高雄市の中学生との交流により、異文化に触れ友好を深める。

5 概要

(1) 学校交流

ア 会場

高雄市立鳳甲国民中学校

イ 内容

- ・鳳甲国民中学校の英語での授業（45分）にパートナー校生徒と共に参加
- ・学生交流（英語による）
 - 松本市：文化紹介（合気道、着物、折り紙）
 - 高雄市：交流校の生徒による各学校紹介
- ・両市の紹介ビデオ上映（昼食時）
- ・台湾伝統小物の作成
- ・高雄市中学生による台湾民族舞踊の紹介
- ・鳳甲国民中学校の特色課程の視察及び体験（自転車訓練等）

(2) 高雄市教育施設視察

学校交流をした高雄市生徒とともに各施設を視察

ア 高雄市歴史博物館

イ 高雄市図書館

ウ ライトレール乗車体験

(3) 主な感想

ア 同年代の中学生との交流で、コミュニケーションの大切さを学んだ。

イ 学校と保護者会との連携の強さが見られた。

ウ 伝統文化及び歴史を大切にしつつ、市施設として多言語に対応した図書館を整備しているなどグローバルな視点が感じられた。

5 今後の対応

- (1) 高雄市は、松本市の芸術に対する取組みについて高い評価をしていることから、今後の交流ではセイジ・オザワ・松本フェスティバルに関連した内容を継続しつつ、交流モデル校の3校は、引続きインターネットやスカイプを利用した交流を続けることとします。
- (2) 参加した各校で記録集を作成し、全中学校に配布することで交流内容を周知します。

6 記録写真

5月12日

英語授業



交流発表





昼食



民俗舞踊



自轉車





別れを惜しむ



図書館屋上からの風景



まつもと市民生きいき活動

●わたしは ころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

担当 学校指導課
課長 横田 則雄
電話 33-4397

一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないのち生きいきとかがやくように…

報告第 4 号

松本市キャリア教育推進協議会の委員の委嘱について

1 趣旨

松本市キャリア教育推進協議会委員の任期が満了したことに伴い、新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者名簿

裏面のとおり

3 任期

平成29年6月1日から平成31年5月31日まで（2年間）

委嘱は、平成29年度第1回松本市キャリア教育推進協議会（6月中旬開催予定）にて行います。

4 根拠要綱（抜粋）

松本市キャリア教育推進協議会設置要綱

（組織）

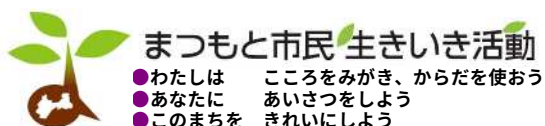
第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 産業関係者
- (3) 地域関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



担当	生涯学習課
課長	高橋伸光
電話	32-1132

平成29年度松本市キャリア教育推進協議会委員名簿

(任期 平成29年6月1日から平成31年5月31日まで)

区分	氏 名	役 職 ・ 職 業 等	選出方法	備考
有識者	こやま しげき 小山 茂喜	信州大学学術研究院総合人間科学系教授	協議会設立当初から、キャリア教育専門家として個人に委員を委嘱しており継続	
	いとい しげお 糸井 重夫	松本大学松商短期大学部学部長・教授	団体の推薦	
	たなか なおこ 田中 直子	NPO法人夢のデザイン塾理事長 (シニア産業カウンセラー)	協議会設立当初から、産業カウンセラー代表として個人に委員を委嘱しており継続	
産業関係	いでい けんじ 出井 健二	松本商店街連盟専務理事	団体の推薦	
	はやた かずしげ 早田 和重	松本青年会議所理事長	団体の推薦	
	かんざわ えいじ 神澤 鋭二	長野県経営者協会中信支部副支部長兼教育委員長	団体の推薦	
地域関係	みやばやし たかこ 宮林 孝子	松本市子ども会育成連合会会長	団体の推薦	
	よしざわ ゆきこ 吉澤 由紀子	松本市PTA連合会会長	団体の推薦	新規
	たかやま いちろう 高山 一郎	松本市社会福祉協議会課長補佐	団体の推薦	新規
	の みやま 野見山 ナオミ	子どもの心身共に健康な成長を願う親の会代表	協議会設立当初から、子育て団体代表として個人に委員を委嘱しており継続	
	かつやま ゆうこう 勝山 裕康	松本市公民館長会代表	団体の推薦	新規
教育関係	さんご ひろゆき 山後 浩行	松本市校長会代表	団体の推薦	新規
	なかじま こうぞう 中嶋 幸蔵	松本市教頭会代表	団体の推薦	新規
	いたはな あつし 板花 淳志	中信地区高等学校校長会代表	団体の推薦	新規
行政関係	しおざわ かずあき 塩沢 和晃	長野県若年者就業サポートセンター所長	職名委嘱	新規
	よこた のりお 横田 則雄	松本市教育委員会学校指導課長	職名委嘱	

平成28年度松本市出前講座の実績について

1 趣旨

平成28年度松本市出前講座「いい街つくろう！パートナーシップまつもと」の実績について報告するものです。

2 年間実績

(1) 実施回数及び参加者数

年 度	実施回数（回）	参加者数（人）
平成28年度	438	25,757
平成27年度	383	24,824
平成26年度	377	22,466

(2) 対象別実施状況 ※括弧内はH27年度実績

	担当課	実施回数	参加人数
園児・高齢者交通安全教室	交通安全・都市交通課	213 (221)	17,473 (18,276)
高齢者（健康維持、介護予防、消費生活等）	健康づくり課、高齢福祉課、市民相談課等	55 (35)	1,682 (887)
子育て世代（読み聞かせ、食育等）	こども育成課、保育課、中央図書館等	54 (29)	1,828 (641)
町会防犯組織等（組織、減災、応急手当講習等）	危機管理課	31 (32)	1,197 (2,080)

ア 交通安全教室は、対象を園児、高齢者として実施するものが多くなっています。

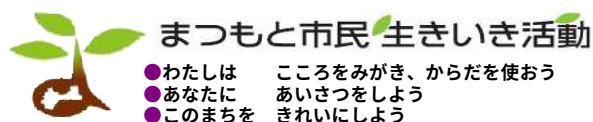
イ 消費生活に関する講座への申し込みは、年々、多くなっています。

ウ 子育て世代を対象にした読み聞かせ等への申し込みが多くなっています。

3 平成28年度松本市出前講座実績報告書 裏面のとおり

4 今後の進め方

関係部局との連携を進め、出前講座の一層の充実を図るとともに、周知に努めます。



担当 生涯学習課・中央公民館
課長 高橋 伸光
電話 32-1132

平成28年度 松本市出前講座「いい街つくろう！パートナーシップまつもと」 実績報告書

1 回数、参加者数

講座種類	実施回数	参加者数
市各課担当講座	420回	25,286人
公共的機関担当講座	18回	471人
計	438回	25,757人

2 参加者数の多かった講座

講座名	実施回数	参加者数
保育園・幼稚園の交通安全教室／交通安全・都市交通課	114回	14,522人
高齢者交通安全教室／交通安全・都市交通課	61回	1,254人
福祉ひろばにおける高齢者交通安全教室 ／交通安全・都市交通課	38回	1,697人
おでかけお話しの会／中央図書館（H28.10月開設）	20回	990人
ウォーキング・ストレッチの基本を知ろう／スポーツ推進課	20回	911人
消費生活講座「賢い消費者になるために」／市民相談課	25回	869人
家庭の備えと地域の連携 ～災害時に生きるご近所の底力～／危機管理課	20回	852人
防災と自主防災組織の役割／危機管理課	8回	412人
クロスロードゲーム／危機管理課	8回	358人
子どもの育ちと遊び／保育課	13回	289人
多文化共生をすすめるために／人権・男女共生課	2回	263人
「たばこ」と健康について／健康づくり課	3回	259人
親子で出来る料理教室／健康づくり課	7回	214人
生涯を自分の歯で楽しくおいしく食べよう ③成年期 ／健康づくり課	2回	210人

3 講座実施回数の多かった課

担当課	実施回数	参加者数
交通安全課	214回	17,508人
健康づくり課	38回	1,692人
危機管理課	36回	1,226人
スポーツ推進課	26回	1,193人
保育課	25回	869人
高齢福祉課	20回	911人

【市関係】

No.	講 座 名	講 座 内 容	時間	担当課等
1	松本市の行政改革について	・松本市の行政改革の具体的な取り組みと今後の課題	60分	行政管理課
2	指定管理者制度について	・制度の概要、松本市における制度導入状況等について	60分	
3	松本市の情報公開及び個人情報保護制度について	・情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく本市の情報公開制度と利用方法について	60分	
4	戸籍ってなに？	・あなたという「人」を証明する戸籍。人生の節目と戸籍についてやさしく解説します。	20分～30分	市民課
5	国民年金のあらまし	・国民年金制度の概要(どんな人が加入するか、国民年金の保険料について、年金額はいくら)などのあらましについて説明します。	60分	
6	雑学市民課窓口	・市民課の窓口で行っている業務の内容(届出が必要な場合、印鑑登録の仕方、証明書の交付)など手続きについて説明します。	60分	
7	人権て何だろう(くらしの中の身近な人権問題)	・私たちの身の回りにある差別や偏見に気づき、差別意識が解消できるよう人権の重要性について解説します。	30分	人権・男女共生課
8	防災における男女共同参画(男女共同参画ってなあに)	なぜ男女双方の視点が必要か ・避難所生活の困難 ・男女で異なる被災体験と支援の在り方 男女共同参画ってなあに	45分	
9	多文化共生をすすめるために	・松本市には、約3,700人の外国籍の方が住んでいます。国籍や文化の違いをこえ、共に支え合っていくために、何を考え、行動したらよいでしょうか。多文化共生について考えましょう。	60分	
10	デートDV予防講座	(1)恋愛中によくありそうなシーン (2)デートDVとは (3)お互いを尊重するコミュニケーション (4)自分や友だちが「被害者」「加害者」だと気づいたときの対処法・相談先の紹介	40分	
11	松本市の行政評価について	・行政評価の一般的な概念について ・松本市の行政評価の取り組み状況について	60分～90分	政策課
12	新たな松本のまちづくり(松本市総合計画)について	・松本のまちづくりについて、総合計画に基づき説明します。	30分	
13	ユニバーサルデザインのまちづくり	・ユニバーサルデザインとは「はじめから、あらゆる人の多様なニーズを考慮して障害のあるなしや年齢、性別などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全で安心して利用できるように製品、建物、サービス、環境などを計画・設計する考え方や心の持ち方」であり、その取り組みについて説明します。	30分	
14	健康寿命延伸都市・松本の創造について	・健康寿命延伸都市・松本の創造について、ビジョンやプロジェクトの内容等について説明します。	30分	
15	友好姉妹都市との国際交流	・国際姉妹、友好都市との交流の概要を紹介し、市民レベルの国際交流について理解を深めます。	60分	都市交流課
16	松本暮らし定住化促進事業について	『「志を果たしていつの日にか帰らん」とする「ふるさと」としての受け皿づくりが松本市の使命です』との理念に基づき取り組んでいる、大都市圏に住んでいる幅広い世代の皆さんを対象に、松本市への移住等を促進する取り組みについて、説明します。	30分	
17	『広報まつもと』アプリ版の使用方法和広報活動	1 『広報まつもと』アプリ版の使用方法和 (1) アプリのダウンロード (2) 基本的な使用方法 (3) さまざまな機能の紹介 2 市広報活動の紹介 広報紙、市ホームページ、ツイッター、市政広報テレビ・ラジオ番組等	30分	広報課
18	松本市の財政状況について	・松本市の財政状況についてわかりやすく解説します。	60分	財政課
19	松本市公共施設等総合管理計画	・健全で持続可能な都市経営の実現を目指し、公共施設(建築物)の更新・統廃合・長寿命化を進めるために定めた基本方針について説明します。	30分	契約管財課
20	住民税のしくみ(計算のしかた)	・所得の種類、控除の内容等の説明。具体例により計算方法を説明し、実際にやっていたできます。(1～6月は多忙期のためお受けできない場合があります) また、平成21年度より始まっている住民税の年金特徴(年金からの天引き)やふるさと納税(寄付金控除)についても説明します。	60分	市民税課

No.	講 座 名	講 座 内 容	時間	担当課等
21	暮らしと税金 (所得税・個人住民税)	・所得税および住民税の概要や、医療費・扶養控除等の問い合わせが多い身近な内容について、具体的に説明します。	60分	市民税課
22	誰でもできる確定申告	・所得税の確定申告を自分で作成できるようにします。(税制改正により確定申告が必要な人が増えたため自分(自宅)で確定申告書を作成し、税務署等に提出ができるようにします)	120分	
23	固定資産税のしくみについて	・土地・家屋の評価方法や税金の算出など固定資産税のしくみについてわかりやすく説明します。(11月～3月は多忙期の為、お受けできない場合があります)	60分	資産税課
24	防災と自主防災組織の役割	・危機管理と災害対策全般について ・災害時初動体制と住民による防災活動の役割について ※8月下旬～9月上旬は総合防災訓練のため、お受けできない場合があります。	60分	危機管理課
25	地域の防災を考えよう	・地図に災害危険箇所を書き込むことなどを通して、地域の災害特性を共有し、いざというときの対応を参加者で考えます。「地域の現状を知る」と「自分たちで気づく」ことをねらいとしています。 ※8月下旬～9月上旬は総合防災訓練のため、お受けできない場合があります。	60分	
26	家庭の備えと地域の連携 ～災害時に生きるご近所の底力～	・地域の信頼関係やそれに基づく活動が、災害時の対応に生きてきます。「もし、災害が起きたら？」を想定し、日頃の地域活動の大切さや家庭での備えを考えます。 ※8月下旬～9月上旬は総合防災訓練のため、お受けできない場合があります。	40分～ 60分	
27	クロスロードゲーム	・クロスロードは、災害対応を自らの問題として考え、また、さまざまな意見や価値観を参加者同士共有することを目的とします。 ・災害対応は、ジレンマを伴う重大な決断の連続です。「それぞれの災害対応の場面で、誰もが誠実に考え対応すること、またそのためには災害が起こる前から考えておくことが重要であること」を気づくことをねらいとしています。 ※8月下旬～9月上旬は総合防災訓練のため、お受けできない場合があります。	60分	
28	地縁団体の設立事務について	・地縁団体設立によるメリットと、設立の手続きについて説明します。	60分	地域づくり課
29	松本市の地域づくりについて	・現在、松本市が進めている地域づくりの方針や取組状況についてご説明し、各地区の地域づくりをどう進めていくか、参加される皆さまと一緒に考えます。	50分	
30	市民との協働による地域づくり	・市民と協働(連携・協力)した地域づくりを進めるため、松本市が掲げる方針や取組みについてご説明し、参加される皆さまと一緒に「市民との協働による地域づくり」について考えます。	20分～ 30分	
31	消費生活講座 「賢い消費者になるために」	・最近の消費者相談の事例をもとに、その内容や対策について説明します。 ①詐欺や悪質商法にあわないためには？ ②契約って何だろう？ ③クーリング・オフは、どんな時にできるの？など	30分～ 60分	市民相談課 (松本市消費生活センター)
32	「演劇」の魅力とアートマネジメント	・「演劇」の魅力や、作る側・観る側から紹介しながら、舞台芸術に関わる仕事について、分かりやすく解説します。 ※開催日時については、要応談。	60分	文化振興課 (まつもと市民芸術館)
33	セイジ・オザワ 松本フェスティバルについて	・フェスティバルの概要、これまでの経過、特徴等、セイジ・オザワ 松本フェスティバルについて、関連事業として地元が開催している諸事業について説明します。	30分	国際音楽祭推進課
34	ウォーキング・ストレッチの基本を知ろう！	・ウォーキングの必要性や簡単にできるストレッチ等の指導をします。 ・ニュースポーツや元気な高齢者向けのまつもと元気アップ体操(シニアバージョン)もご案内できます。	60分	スポーツ推進課
35	地球温暖化と私たちにできること	・地球温暖化の現状と、家庭でできる温暖化対策の取組みを紹介します。 ・松本市全域における温室効果ガス削減の取組みを説明します。(松本市地球温暖化対策実行計画)	40分	環境政策課
36	第3次松本市環境基本計画の概要	・松本市の環境の保全及び創造を市民、事業者、行政等が協力しながら総合的かつ計画的に推進していくことを目的に策定した「第3次松本市環境基本計画」について、計画の概要と計画推進のための市民の役割等をわかりやすく説明します。	30分～ 60分	
37	みんなで減らそう食品ロス～家庭でできる“食べ物もったいない運動”～	・食べられるのに捨てられている食品ロスは、日本で年間632万トンあると言われていて、また、この内半分の302万トンは家庭からのもので、家庭における一人あたりの食品ロス量は、一年間で約24.6キログラムと試算されています。一人ひとりが「もったいない」を意識して行動することが大切なことから、食品ロスの現状と家庭でできる取組み等についてわかりやすく説明します。	20分～ 60分	

No.	講 座 名	講 座 内 容	時間	担当課等
38	松本市生物多様性地域戦略について	・松本市では、すぐれた自然環境を未来へつなぐため、平成27年度に「松本市生物多様性地域戦略―生きものあふれる松本プラン―」を策定しました。生物多様性とは何かをわかりやすく説明し、誰でもできる生物多様性の保全活動を紹介します。	30分	環境保全課
39	特定外来生物について	・松本市内でも見かけることが多くなったアレチウリ、オオキンケイギク、オオカワヂシャなどの特定外来生物について、その見分け方、効果的な駆除方法を分かりやすく説明します。	30分	
40	循環型社会を目指して～ごみの減量とリサイクル～	・松本市におけるごみ処理・リサイクルの現状と課題を説明します。また、ごみ減量のための方法や各種補助制度について説明します。	30分～60分	環境業務課
41	地域福祉づくりについて	・地域福祉とは、地域で暮らすすべての人が共に支え合い、お互いさまの地域づくりをすることですが、地域福祉計画の成果や福祉ひろばの活動を紹介しながら、松本市の地域福祉づくりの取組みについて説明します。	30分～60分	福祉計画課
42	みんなで楽しくウォーキング～「市民歩こう運動」参加のすすめ～	・全市版や各地区のウォーキングマップ・市民歩こう運動を紹介しながら、身近な健康づくりとしての「歩くこと」についてお話します。	15分～20分	
43	災害時等要援護者登録制度について	・近年の大規模災害では、高齢者や障害者などの要援護者の皆さんに被害が集中しています。いざ災害等が起きた時、少しでも被害を減らすために、日頃からの地域の支え合い・繋がりがいかに大切か。松本市の取組みと、制度の内容について説明します。	30分	
44	障害のある方の福祉について～障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすい共生の社会づくり～	・障害があっても暮らしやすい社会は、誰もが暮らしやすい社会です。「信州あいサポート運動」のDVD(35分)をご覧ください、様々な障害があること、障害に応じたちょっとした配慮について知っていただきます。また、障害があっても暮らしやすい共生の社会を目指す、障害福祉の取組みと制度について説明します。	45分～90分	障害福祉課
45	高齢者のための福祉サービスについて	・介護保険制度の仕組みと利用方法 ・高齢者の在宅生活を支える福祉サービス(介護保険サービス・介護保険以外のサービス)の利用の方法について説明します。	90分	高齢福祉課
46	認知症について(認知症サポーター養成講座)	認知症について、正しい知識を持ち、理解を深めましょう。 小学生から高齢者まで、どの年齢層にも合せて、また、学校、職場、地域の団体などに出向き、わかりやすくお伝えします。 【内容】 ・認知症とは ・病気の理解とその症状 ・認知症の診断、治療、予防 ・認知症の人と接する時の心がまえ ・認知症の人への支援、対応 ・松本市の取組み 等 【その他】 講座修了者には、認知症サポーターの証(オレンジリング)を差し上げます！	60分～120分	
47	子育て支援講座	「子どもが急病になったときの対応法」「上手な病院のかかり方」等、具体的なケースを取り上げて講義を行い、日常的な乳幼児等の小児初期医療に関して説明します。 講師…松本市小児科・内科夜間急病センター看護師 時間…午前10時～12時	60分	医務課
48	乳がんの自己検診をしましょう	・乳がんの9割は、しこりで発見できます。まず自分自身で自己検診を日頃から実施する習慣を身につけて、早期発見をしましょう。その方法をアドバイスします。	40分	健康づくり課
49	～生活習慣病について～ (1) 自分の体を知りましょう	・検診を受けると自分の体のどんなことがわかるのか。血液検査のデータの見方と、生活習慣病の予防・なりやすさについて説明します。	30分～60分	
50	～生活習慣病について～ (2) 脳の血管を守りましょう	・脳の血管を若く保つことで脳卒中を予防できます。今からでも大丈夫、血管を若く保つ方法を説明します。	30分～60分	
51	～生活習慣病について～ (3) 認知症は予防できます	・認知症には生活習慣病が原因となっているものがあります。今から「認知症予防」について考えてみませんか。	30分～60分	
52	「たばこ」と健康について	・喫煙・受動喫煙が、健康に及ぼす影響についてお話します。また、禁煙の方法、禁煙外来等をご紹介します。	60分	健康づくり課
53	エイズ・HIV感染、性感染症について	・全国の日本人エイズ患者、HIV感染者の増加が報告される中、長野県も同様に急増しています。また、性感染症は、若年層の患者数が大半で、不妊の原因にもなるといわれています。これらの感染症についての正しい知識や予防について、受講者の年代に合わせた内容でお話します。	60分	
54	生涯を自分の歯で楽しくおいしく食べよう	・それぞれの年代における口腔ケア・お口の機能について歯科衛生士がお話します。 ①乳幼児期…むし歯予防と咀嚼(そしゃく)について ②学童期…むし歯・歯肉炎予防や唾液の効果について ③成人期…歯周病予防について ④高齢期…口腔ケア(義歯の取り扱い等)ムセ予防(口腔機能向上)について ①～④のうち、どの年代の話をご希望か、必ず選んでください。	60分	

No.	講 座 名	講 座 内 容	時間	担当課等
55	生活習慣病予防のための食事について	・生活習慣病予防のためには、まず生活の見直しが大切です。特に食生活は健康の基本です。生活習慣病予防のための栄養バランスや1日に摂る食事の組み合わせ、その量などについて管理栄養士が説明します。	60分	健康づくり課
56	いきいき暮らすための食事	・健康寿命の延伸に向けて、健康で自立して、高齢期を生きるための食生活について、管理栄養士がお話します。	60分	
57	親子でできる料理教室 (食と健康応援隊事業)	・毎日の食事をきちんと味わっておいしく食べることは、子どもの心と体の発達と健康のための第一歩です。親子で料理を作り、家族と一緒に囲む食卓は、家族間のコミュニケーションをはかり、絆を深めます。バランスの良い食べ方や食事のマナーのお話と、親子でできる簡単にバランスの良いメニューの調理実習、試食を行います。	60分～ 180分	
58	育ちざかりの子どもを持つ親への栄養教室	・子どもが健やかに成長していくためには、日々生活していくための栄養素のほかに、成長していくための栄養素も必要です。成長期の子どもの身体づくりに大切な食生活について、管理栄養士がお話します。	60分	
59	ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を予防しよう	・骨・関節・筋肉などの運動器の働きが衰えると、暮らしの中の自立度が低下し、介護が必要になったり、寝たきりになる可能性が高くなります。このような状態をロコモティブシンドロームと言います。ロコモティブシンドロームを予防するために、理学療法士または健康運動指導士が実技を交えてお話します。	60分～ 90分	
60	「腰痛予防」「膝痛予防」 (どちらかをお選びください)	「腰痛」や「膝痛」で生活が不便にならないように、運動や生活習慣を、元気なうちから身に付けましょう。理学療法士または健康運動指導士が実技を交えてお話します。「腰痛予防」か「膝痛予防」か、どちらかをお選びください。	60分～ 90分	
61	尿失禁(尿漏れ)予防・改善のために (女性対象)	・若い世代の産後による尿失禁や、加齢による尿失禁は、効果的な運動をすることで予防・改善ができることがあります。理学療法士が実技を交えてお話します。	60分～ 90分	こども育成課
62	子どもの権利について	・子どもにやさしいまちづくりを目指す子どもの権利の推進についてお話します。	30分	
63	松本市の子育て支援について	・松本市の子育て支援施策の概要について、これまでの具体的な取り組みをお話します。	60分	
64	「ファミリー・サポート・センター」 ってなあに？	・子どもを預かってほしい人と、預かりたい人の相互援助活動の内容と利用方法について説明します。	30分	
65	青少年の居場所について	・放課後や土日、青少年が気楽に集まり自ら企画運営管理する居場所を考えます。	60分	
66	子ども会育成会の活動について	・地域と子ども会育成会について考えます。	60分	こども福祉課
67	児童虐待防止について	・児童虐待の現状を報告し、虐待の種類及び市民の責務と虐待を未然に防ぐための早期発見、早期対応についてお話をします。	60分	
68	松本市の子育て支援制度(給付関係)について	・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、交通及び災害遺児等福祉金制度並びに福祉医療(医療費助成)制度について説明します。	30分	
69	発達障害の理解とその対応について	・発達障害のとらえ方と、その対応についてお話します。	60分	
70	「どならない子育て練習法」講座	・「子どもが言うことを聞かず、子どもを怒鳴ったり叩いたりしてしまう。怒鳴る回数を減らしたい。」といった悩みを持つ保護者を対象に、しつけに関する親子の負担軽減や児童虐待の防止を目的とします。 ◎5～6人のグループに対し、6つのセッションを2日に分け1時間ずつ学習、実践していきます。 講座は、どならない子育て練習法トレーナーが実施します。	60分 × 2回	保育課
71	子どもの食事と健康	・乳幼児期の子どもの発育・発達を踏まえた食生活・生活リズム等についてお話します。	60分	
72	子どもの育ちとあそび	・3歳未満児向けの遊びを提供します。 (手遊び、親子の触れ合い遊び、体操、絵本、紙芝居の読み聞かせ等)	60分	
73	地産地消について	・松本市における農産物の生産と販売の状況及び地産地消と家族団らん手づくり料理を楽しむ日の取り組みについて説明します。あわせて、松本市公設地方卸売市場の概要等について説明します。	40分	農政課
74	松本市の野菜・果物の機能性について	・松本市の野菜・果物の機能性(抗酸化力)について市が行った調査結果を交えて説明します。	30分	
75	野生鳥獣による農林業被害対策について	・野生鳥獣の生態について ・被害防止対策について	30分	

No.	講 座 名	講 座 内 容	時間	担当課等
76	豊かな森林と里山づくり	・松本市の森林資源の現況と森林整備、林業施策について説明します。また、里山とふれあい、やまづくりを体験しながら次世代に引き継ぐ「市民の森整備事業」について説明します。	30分	耕地林務課
77	松くい虫からみんなでマツを守りましょう！	・平成25年度に松本市内で3,000本以上の松が枯れました。個人の庭の松でも被害が広がっています。被害に遭わないために、個人の庭の松は自分で守りましょう。松枯れ病のメカニズムと発見・予防・駆除方法について説明します。	30分	
78	商店街団体等振興助成施策について	・商店街団体等に対する助成施策の概要と手続きの詳細について説明します。	30分	商工課
79	中小企業者制度資金について	・中小企業者を対象とした制度資金の概要と手続きの詳細について説明します。	30分	
80	創業者の支援施策について	・商業の創業者を対象とした支援施策について説明します。	30分	
81	松本市の工業・工業ビジョンの推進と産業振興施策	・松本市では、松本商工会議所、産業界と協働して平成19年度に策定した「松本市工業ビジョン」を経済状況等の変化に鑑み平成24年度に見直しを行いました。工業ビジョンに示された、松本市工業の現状と目指すべき方向性と施策展開についてご説明します。また、松本市が行っている産業振興施策や、松本市の補助金を活用して製品開発を行った事例等についてご紹介します。	30分	
82	松本市とロシアの経済交流等について	・暗いといったイメージが強いロシアですが、それは一昔前のこと。首都モスクワはヨーロッパ最大の都市で、「振り向けばシヤラボア」がたくさんいる、流行の先端を行くファッションの町でもあります。世界同時不況の影響はありますが、底力は大変なものです。そんなロシアの今と、平成20年10月の松本市公式訪問団のモスクワ訪問から始まった松本市とロシアとの経済交流、文化交流等について、お話しします。	60分	健康産業・企業立地課
83	健康産業創出の取組みについて	松本地域健康産業推進協議会を核とした健康産業創出の取組みについて、新しい製品やサービスに関する実証実験や、松本ヘルス・ラボの取組みと会員募集、また世界健康首都会議などの話題を中心にをご紹介します。	30分	
84	松本市の観光概要について	・松本市の観光を取り巻く現状と課題、今後の観光政策等について、その概要を説明します。	45分～60分	観光温泉課
85	(一財)松本市勤労者共済会のご案内	・市内の中小企業に働く皆さんと事業主の方を対象にした、総合福利厚生をお手伝いしている共済会の概要について説明します。	30分	労政課
86	勤労者に係る各種相談のご案内	・勤労者心の健康相談、若者職業なんでも相談、職業・労働相談、労働相談支援事業について概要の説明、相談の傾向や申込方法を説明します。	30分	
87	ワーク・ライフ・バランス	・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を目指した就業環境づくりに向け、松本市の取り組みや必要性について説明します。	30分	
88	松本市の都市計画	・都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用などに関する計画を定めて、都市のあり方を決定するものです。都市計画や都市計画マスタープランについてわかりやすく説明し、将来のまちづくりについて考えます。	60分	都市政策課
89	地区計画 (みんなでつくるまちづくりのルール)	・地区計画とは、地区にふさわしい建物の建て方や工作物の設置ルールを、地区の皆さんの参加と協力により決めていくものです。地区計画の概要や届け出の方法などについて、事例をもとにわかりやすく説明します。	30分	
90	松本市の景観形成	・平成19年度に策定した松本市景観計画と平成21年2月1日より施行した松本市屋外広告物条例を中心に景観形成への取り組みを紹介し、今後の景観づくりについて考えます。	30分～60分	
91	防災都市計画	・平成20年度に行った災害危険度判定調査の結果や、平成13年度に策定した松本市防災都市計画について説明し、地域で行う防災まちづくりについて考えます。	30分～60分	
92	中心市街地のまちづくりについて	・中心市街地の歴史的な資産を活用して、城下町にふさわしい魅力的なまちづくりを行う手法のひとつとして、国の「街なみ環境整備事業」等を活用したまちづくりについて説明します。	30分	
93	いのち育む ころ育む 水と緑のまち松本	・水と緑に恵まれた私たちのまちでは、人々が心地よいと感じる「質」を重視して、緑を大切にしてきました。さらに平成27年に策定した松本市緑の基本計画では、「いのちの大切さ」を見つめ直す新たな視点を加えています。これからの水と緑のまちづくりについて分かり易くお話しします。	30分～45分	
94	公共交通の現状と今後の交通システムについて	・市民の「足」である市内の鉄道・バス・タクシーなどの公共交通の利用状況や課題を踏まえ、人と環境にやさしく、歩くまちづくりを進めるために必要な地域の実情に即した公共交通システムについて、ともに考えます。	60分～80分	交通安全・都市交通課
95	交通のまちづくりについて	・自動車に依存する社会を転換し、歩行者、自転車、公共交通を優先する次世代交通政策について、松本市の取り組みを紹介しながら、交通のまちづくりを考えます。	60分	

No.	講 座 名	講 座 内 容	時間	担当課等
96	保育園・幼稚園の交通安全教室	・幼児には幼児期にあった教材を使い、交通安全の基本を分かりやすく説明し、また実地指導を行います。保護者には幼児に対しての注意点等を説明し、親子で交通安全の意識を高めてもらいます。	60分	交通安全・都市交通課
97	高齢者交通安全教室	・高齢者の交通事故を未然に防ぐため、視聴覚教材を使い、わかりやすく、参加しやすい交通安全教室を行います。	60分	
98	福祉ひろばにおける「高齢者交通安全教室」	・高齢者の集まる各種行事等に合せて警察・交通安全教育支援センター等と協力して、寸劇やビデオ等による「楽しく学べる交通安全教室」を行っています。	60分～90分	
99	松本市道路整備五箇年計画	・松本市では、平成5年度より道路整備五箇年計画を策定し、計画的・効率的な道路整備を進めてきました。新たに第5次道路整備五箇年計画(H25～H29)が策定されましたので、その概要について説明します。	45分	建設課
100	市内の緑化推進に伴う制度・事業の紹介について	・市の緑化推進の概要を説明し、市緑化推進委員協議会等の緑化推進関連団体の活動を紹介します。 また、市民の身近な宅地内及び住宅地域の緑化推進を目的とした、下記制度の概要及び申請手続について、説明します。 1 生垣設置補助事業 2 家屋新築記念樹交付事業 3 誕生記念樹交付事業 4 保存樹木等維持管理事業 当課で実施している緑化関連事業について、説明します。 1 オープンガーデン事業 2 保存樹保存活動 3 市街地緑化事業 4 緑化関連イベント ※3月～6月までの、緑化木・花苗配布及び植込み作業のある月は、お引受けできません。	30分	公園緑地課
101	あなたの家は地震がきても大丈夫？	・松本市が行っている木造住宅の耐震診断、耐震改修補助事業等の概要とその必要性について説明します。	30分	建築指導課
102	松本市上下水道局の財政状況について	・松本市上下水道局の財政状況について、わかりやすく解説します。	60分	総務課
103	水道料金・下水道使用料のお話	・水道の使用水量から水道料金・下水道使用料を計算する方法、検針から収納までのながれ、県内他市との比較など水道料金・下水道使用料に関する事について説明します。	30分～60分	営業課
104	水道水が蛇口に届くまで	・空気と同じように何気なく使っている水道。この水が蛇口に届くまでを、ビデオや上下水道局の中央管理室を見ながら学習することにより、上水道に対する認識を新たにさせていただきます。場所は上下水道局です。	30分～60分	上水道課
105	応急給水体験	・会場に給水車(3t車)を配置し、給水車の蛇口から非常用給水袋(6ℓまたは10ℓ用)への給水を参加者に体験していただきます。 ・給水された給水袋の持ち運びや使用方法を体験していただきます。 ・最寄りの応急給水拠点の説明をします。	30分	
106	浄化センターの案内 汚水がきれいになるまで	・毎日何気なく水洗トイレを使用していますが、家庭から排出される汚水がどのような工程を経て浄化されるのか、浄化センターの施設を見ながら学習することにより、下水道に対する認識を新たにさせていただきます。場所は宮渕浄化センターです。 (6～7月は小学校の社会見学が入るためお受けできない場合があります。)	60分～90分	下水道課
107	教育委員会制度について	・法改正により平成27年度から教育委員会制度が変わっています。今回の改正では、地方教育行政の責任の明確化、首長との連携強化などを図るため、教育委員長と教育長の一体化や首長が主宰する「総合教育会議」の設置などが盛り込まれています。この法改正の内容のほか、教育委員会制度の概要についてわかりやすく説明します。	30分	教育政策課
108	松本市教育振興基本計画について	・平成23年度に策定した「松本市教育振興基本計画～学都松本をめざして～」の概要について説明します。	30分	
109	まつもと市民生きいき活動について	「学都松本」の基礎となる取組みである「まつもと市民生きいき活動」について説明します。	30分	
110	共に高め合おう人権感覚	・学校で行なわれている人権教育の紹介 ・日常生活の中から学ぶ ・同和問題をはじめとする人権問題から学ぶ ・ワークショップ(体験的参加型学習)などを通して学ぶ	60分	学校指導課
111	まつもと元気アップ体操	・まつもと元気アップ体操をご紹介します。みんなで体を動かしましょう！ ・一般向けのストレッチバージョン、児童生徒向けのダンスアップバージョン、高齢者向けの着座バージョンを紹介します。 ・元気な高齢者向けのシニアバージョンは、スポーツ推進課をご紹介します。	30分	

No.	講 座 名	講 座 内 容	時間	担当課等
112	学校給食について	・学校給食ができるまで(DVD説明)、献立の内容、家庭における食指導について説明します。給食実施日であれば、試食も可能です。(実費負担) ・20名までのグループで、希望日の2ヶ月前までにお申し込みください。 (場所:西部学校給食センター会議室・東部学校給食センター会議室、時間:平日の午前12時～午後2時の間)	60分	学校給食課
113	公民館ってなに？	・公民館の役割や歴史について、また、松本市公民館の特徴、現状と今後についてお話しします。その他、公民館が地域の皆さんといっしょに、なにができるのかといったことについてお話しします。	60分	生涯学習課 ・中央公民館
114	町内公民館活動のススメ	・公民館の役割から、町内公民館の現状、町会や地区公民館との関わり方など、町内公民館に関する様々なことについて説明します。また、町内公民館の施設整備に要する補助について説明します。	60分	
115	知って納得 ー 図書館利用講座 ー	・図書館の利用についての解説。各種サービス、インターネット予約のご案内、松本市内の各図書館の紹介・案内等を行います。 小学校等での図書館利用講座としてもご利用ください。 (蔵書点検等でお受けできない時期があります。)	30分	中央図書館
116	読み聞かせ講座	・おはなし会や読み聞かせを行う人向けに、絵本の持ち方、読み方、選び方など、すぐ実践できる方法をご紹介します。 (蔵書点検等でお受けできない時期があります。)	40分	
117	おでかけおはなし会	・未就園児から小学生くらいまでの子ども、親子向けにおはなし会を行います。 (蔵書点検等でお受けできない時期があります。)	40分	
118	松本市美術館収蔵作品の解説	・美術館が収蔵する作品についてわかりやすく解説する講座です。 〈対象〉①田村一男②上條信山③池上コレクション④草間彌生⑤郷土作家 実際に鑑賞しながらの講座のため、美術館に来ていただくことになります。	60分	美術館
119	期間限定講座 ー世界を魅了する草間彌生ー	・現代日本を代表する芸術家として世界を舞台に活躍を続ける松本市出身の前衛芸術家草間彌生。2000年に入り草間の評価はまさに不動のものとなりましたが、比類なきその才能は、今なお驚異的な創作意欲を傾注し描き続けています。 稀有な才能は、天才と呼ぶに相応しいものですが、その成果は決して容易に得られたものではありません。半世紀以上にわたる闘いから現在に至るまでの軌跡を当館所蔵作品を交えながら紹介する講座です。 ※11月～1月までの期間限定講座です。	60分	
120	展覧会を楽しむためのアートお届け講座	・企画展の開催に併せて、展覧会の内容や見どころをパワーポイント等を使い、学芸員が出向いてご紹介します。作品鑑賞の手助けとなるよう解説します。美術館で間近に鑑賞いただく前に予備知識として学習いただくことで、より楽しんで鑑賞いただけます。	60分	
121	松本のたから ～松本市の文化財の紹介～	・松本市内に数多くある文化財の概要を説明するとともに、代表的なものを挙げて、その文化財の持つ歴史や特徴などの紹介をします。また、地域住民の方が行っている文化財の学習活動などの実例をもとに、身近な文化財の楽しみ方について考えていきます。※事前に「この文化財(分野)」についてもっと知りたい」とリクエストがあれば、その文化財(分野)について、より詳しい解説の時間を設けたいと思います。	60分	文化財課
122	文化財とまちづくり ～「歴史文化基本構想」について～	・現在、文化財を生かした地域づくり・まちづくりに役立てるために、「歴史文化基本構想」の策定を進める自治体が増えており、松本市でも今年度から取り組んでいます。策定をする過程で必要な作業となる、指定・未指定を問わない文化財の総合的な把握調査や、それに基づく「関連文化財群」という考え方などについて、先んじて策定した全国の自治体の実例なども挙げながら解説します。	60分	
123	文化財の保護	・文化財にはどのような種類があり、どのようなルール(制度)のもとで保護されているのでしょうか。松本市内にある文化財の保護の状況を見ながら、保護における国・県・市のそれぞれの役割やつながりなどについて解説します。	60分	
124	松本の古代(国府・東山道の話)	・かつて奈良・平安時代には都から陸奥国(宮城県)多賀城まで続く東山道が整備され、松本を通っていました。そして10世紀前半には信濃国の国府があったと文献に記されていますが、現在までその場所は分かっていません。東山道はどこを通り、国府はどこにあったのか？松本の古代史の最も大きな謎を、これまでの松本市教育委員会の発掘調査成果から推察します。	60分	
125	殿村遺跡と虚空蔵山麓の歴史的景観	・平成21年の保存決定以来、毎年継続的に発掘調査を実施している殿村遺跡の最新の調査成果と、遺跡をとりまく虚空蔵山麓の歴史的景観について、特に交通の要衝、宗教空間の広がり、会田氏と御厨の3つの特質について、調査担当者が解説します。	60分	

No.	講 座 名	講 座 内 容	時間	担当課等
126	国史跡弘法山古墳	・3世紀後半に築造された弘法山古墳は、東日本でも最古級とされる前方後方墳であり、国史跡に指定されています。この古墳の調査成果を通じて、大和朝廷が成立する以前の弥生時代後期から古墳時代前期の信濃国そして松本地方の情勢を浮かび上がらせてます。	60分	文化財課
127	エリ穴遺跡(全国最多の土製耳飾りが出土した縄文晩期の集落)	・縄文時代後晩期は気候が寒冷に変わり獲物が少なくなると人口は減り、集落が激減します。縄文人は食料の確保や子孫の繁栄を願って頻繁に祭祀をするようになりますが、その苦しい時期を耐えて存続したエリ穴遺跡の集落の人々の生活は？発掘担当者が出土した遺物を通じて説明します。	60分	
128	開発と遺跡～遺跡での開発とその対応について	・私たちの生活している地面の下には、先人が遺した生活の跡「遺跡」が眠っています。遺跡内で家などを建てる時、どんな手続きをするのか？どんな対応が必要になるのか？わかりやすく説明します。	30分	
129	松本の伝統行事ーぼんぼん・こと八日・あめ市などー	・ぼんぼん・こと八日・あめ市といった、昔から伝わる松本の伝統行事について、その由来等を詳しく解説する講座です。時代による行事内容の変遷を絵図や写真を用いながら解説し、それらが現在の行事にどのように継承されているのか考えていきます。	60分	
130	松本高校生が愛した松本	・日本アルプスに抱かれた静かな城下町・松本に、山と旧制高校生活にあこがれた若者が全国から集まり、新風を吹き込みました。北杜夫の『どكتورマンボウ青春記』などで描かれた旧制松本高校生の学生生活と当時の松本の様子を、懐かしい写真で振り返ります。	60分	博物館
131	松本まるごと博物館	・博物館の仕事とは？なぜ、松本市で「松本まるごと博物館構想」が策定されたのか。そしてそれは、何をめざしているのか。松本市の博物館の歩みと、市内全域が「屋根のない博物館」であることについて解説し、市民の皆さんとの協働のあり方を探ります。	60分	
132	道祖神と人々の暮らし	・道祖神のふるさとは安曇野か？松本市域にもたくさんの道祖神があります。道祖神という人々に最も身近な神様に対する信仰の歩み、現代の道祖神についてわかりやすく解説します。	60分	
133	学都松本の歩み	・江戸時代から現在に至るまでの学びの歴史を、学芸員が映像で紹介しながらたどります。3ガク都のひとつー学都松本の歩みを知る講座です。	60分	
134	特別展の楽しみ方	・市立博物館で開催される大型特別展・巡回展などの展示のみどころ、展示資料のくわしい解説を、学芸員が映像で紹介しながらやさしく解説します。展覧会を鑑賞する前の事前学習の講座です。	60分	
135	松本の年中行事	・正月の三九郎、月遅れの雛まつり・七夕まつり、青山さまとぼんぼんなど、松本地方独特の年中行事を、行事写真や博物館資料の映像で紹介しながら学芸員が解説します。	60分	文化振興課
136	松本城世界遺産登録に向けて	・松本市では、国宝松本城を世界遺産に登録しようと活動を進めています。この講座では、そもそも「世界遺産とは何か」から最新の取組みについてまで、お話します。なお、繁忙期等の都合によりお断りすることもありますので、ご承知置きください。	60分	
137	松本城の歴史	・松本市のシンボルの一つである松本城について、その歴史・構造をわかりやすく解説します。また、担当する講師によって様々な角度から松本城の特徴についてもお話します。この講座をきっかけに、多くの市民の方の来城をお待ちしております。なお、繁忙期等の都合によりお断りすることもありますので、ご承知置きください。	90分	
138	松本城下町の発展	・松本市の中心市街地一帯は、近世松本城下町の伝統を引き継いでいます。この講座では、松本城下町の成立と発展の歴史や、構造などの特徴についてお話します。中心市街に一方通行やクランクが多い理由が見えてきます。なお、繁忙期等の都合によりお断りすることもありますので、ご承知置きください。	90分	松本城管理事務所
139	選挙ミニ講座	・選挙制度の仕組みと歴史。近年の投票率および選挙の仕組みについて	30分	選挙管理委員会
140	ようこそ松本市議会へ	・市議会の役割、仕組み ・議会運営 ・議会基本条例と議会改革 ・政務活動費 等についてわかりやすく説明します。	90分	議会事務局

【公的機関関係】

No.	講 座 名	講 座 内 容	時間	担当機関
201	住宅防火対策について	・高齢世帯を中心とした出火防止 ・放火されない環境づくり ・焚き火等の裸火による火災予防 ・コンロ(天ぷら鍋等)による火災予防・住宅用火災警報器設置促進、防災物品使用及び住宅火災の状況(出火原因等)	60分	松本広域消防局予防課
202	応急手当講習会	・家族や同僚、友達などが万が一のとき、救命の手助けができる講習会です。 90分 入門救命講習 参加証が交付されます。 3時間 普通救命講習 修了証が交付されます。 8時間 上級救命講習 修了証が交付されます。	90分 又は 3時間 又は 8時間	松本広域消防局警防課
203	暖かい気持ちのあなた！！ 有償ホームヘルプサービスで地域福祉に参加しませんか。	・市民が住み慣れた地域で安心して在宅生活をおくることが出来るように地域の中でお互いが支え合う制度です。有償ホームヘルプサービスのしくみについて説明します。	60分	(社福)松本市社会福祉協議会
204	ふれあい・いきいきサロン	・地域のさまざまな世代の方々の集いの場である「ふれあい・いきいきサロン」を知っていただくための講座です。	30分	
205	誰もが安全・安心に暮らすことのできる福祉のまちづくり	・社協の活動や身近な地域で行なう福祉活動を紹介し、また日頃から地域の皆さんが主体的に見守り・声かけ・安否確認等を行ない、地域で連携して助け合う見守り安心ネットワーク活動を通して、共に支え合える福祉のまちづくりについて、分かりやすく紹介いたします。	45分	
206	赤十字について	・赤十字について、分かりやすく説明いたします。 ・赤十字の成り立ち、歴史 ・赤十字の役割、活動 ・炊き出し訓練など	30分	
207	あなたにも出来るボランティア活動	・地域の絆を深めるために、福祉のまちづくりや地域の活性化、また災害等における身近な地域での助け合い等、さまざまなボランティア活動には、どんなことがあるのか、地域でのボランティア活動の必要性について考えていただく講座です。	30分	
208	災害ボランティアセンターとは・・・	・松本で大災害が発生した時に、市内に災害ボランティアセンターが設置され復興支援のために、大勢のボランティアが活動します。 地域との関わりや実際の災害ボランティアセンターの流れを知っていただくための講座です。	30分	
209	命を守る減災対策	・要援護者支援のひとつとして地震の際、命を守るための減災対策をご紹介します。また、高齢者の方が非常の際に持ち出す物のワンポイントなど災害が発生する前に備えておきたいことを皆で考える講座です。	30分	
210	私の「終活」(エンディングノートを活用しよう)	・今は元気でも、これから先認知症になったり、体が不自由になるなど老後に不安をお持ちの方は多いと思います。今までの人生を自らふりかえるとともに、どんな介護や治療、そして最期を迎えるのか、自分の希望や考えや心配なことを気楽に書き込めるノートを作成しました。 今後の人生を安心して生きいきと生活するために「終活」を考える参考としていただく講座です。	45分	
211	成年後見制度と権利擁護	・認知症になっても、障害があっても地域で安心して暮らせるように権利、財産を守るための日常生活自立支援事業及び成年後見制度について説明します。	60分	
212	あなたのシルバーライフを豊かに	・高齢者の豊かな知識や経験を、このまちに活かしてみませんか。 ・定年退職後のあなたのシルバーライフについて考えてみませんか。 ・シルバー人材センターの会員さんの活動を紹介します。	60分	(公社)松本地域シルバー人材センター
213	住まいの耐震性を考える	・現在お住まいの住宅について、耐震性の向上を考えてみませんか？	50分	(一社)長野県建築士事務所協会松支部
214	刑事司法制度と検察庁の役割について	刑事司法制度と検察庁の役割について、分かりやすく説明します。	60分	長野地方検察庁松本支部

No.	講座名	講座内容	時間	担当機関
215	e-Tax(国税電子申告・納税システム)について	・e-Taxとはインターネットを利用してご自宅などから国税の申告・納税・申請等ができるシステムです。e-Taxのメリットや手続きについてわかりやすく説明します。	60分	松本税務署
216	租税教室	・税の仕組みや国の財政状況についてわかりやすく説明します。税金についての簡単な質問等にお答えします。	60分	
217	財政投融资制度について	・財政投融资の仕組みと現状について、財務省作成の資料に沿って説明します。	90分	財務省長野財務事務所
218	国有財産についてのよもやま話	・国有財産の歴史、県内の国有財産、市内の国有財産、ちょっと意外な国有財産のほか、財務省で取り組んでいる国有財産の有効活用にかかる各取り組みについても説明します。	60分～90分	
219	金融犯罪被害にあわないために	「おじいちゃん、おばあちゃんだまされないで！振り込め詐欺や悪質な業者による詐欺的な投資勧誘が急増中」 振り込め詐欺、偽造・盗難キャッシュカード、未公開株・ファンド取引等の金融犯罪被害にあわないため、その現状、手口、実例及び対策について説明します。 被害防止のため、民生委員など高齢者の見守りを行う方にもぜひ聞いていただきたい内容です。	60分～90分	
220	社会保障と税の一体改革	・日本の財政の現在の状況を解説します。借金が多く、赤字となっていると言われる日本はどのような状態なのでしょう。どのようにしたら良いのでしょうか。財務省の資料で説明します。	90分	
221	長野県の経済の動き	・最近の長野県の経済について、直近のデータや財務省の調査の結果を使い、その動向を説明します。	60分	
222	基礎から学べる金融ガイド 身につけよう金融知識	「こんなとき金融知識が役立つ！」 金融に関する基礎知識(預貯金、株式・債権、保険、クレジット・ローン)やトラブル対策について説明します。 また、家計管理、生活設計、金融商品の利用選択など身に付けていただきたい金融リテラシーについて説明します。	60分～90分	

※講座の注意事項

この出前講座は、皆様の生涯学習支援のための講座です。

説明に関する質疑やご意見はお受けしますが、苦情を言う場にならないようにご協力ください。

※下記の場合はお引き受けできませんのでご了承ください。

- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのある場合
- ・政治、宗教又は営利団体等がその目的達成のために行う集会及び催しに係るもの
- ・行政等に対する苦情、陳情又は批評に係るもの
- ・出前講座の目的に反すると認められるもの



まつもと市民生きいき活動

■わたしは こころをみがき、からだを使おう
■あなたに めいさつをしよう
■このまちを きれいにしよう



一人ひとりが あたりまえのこころをこつこつと続けて かけがえのないいのち 生きいきとかがやくように…

教育委員会資料
29. 5. 25
中央図書館

中央図書館の開館時間の延長について

1 趣旨

利用者の利便性の向上を図るため、土・日・祝日の開館時間を延長することについて報告するものです。

2 実施内容

(1) 実施日

平成29年7月から9月までの土曜日及び日曜日並びに祝日（計30日）

※ これまでの実施状況

平成23年7月16日（土）～8月28日（日）：15日

平成24年7月14日（土）～8月26日（日）：15日

平成25年7月13日（土）～9月1日（日）：17日

平成26年7月12日（土）～8月31日（日）：17日

平成27年7月4日（土）～9月27日（日）：30日

平成28年7月2日（土）～9月25日（日）：30日

(2) 開館時間の延長内容

「9時30分から17時まで」を「9時30分から18時まで」に1時間延長

3 職員体制について

土・日・祝日出勤者10人

通常勤務 8時30分～17時15分 5人

遅番勤務 9時30分～18時30分 5人

開館準備対応 8時30分～10時00分 5人（臨時職員）

4 周知方法

(1) 広報まつもと7月号掲載

(2) 松本市公式ホームページ、図書館ホームページ、図書館フェイスブック掲載

(3) 子育てコミュニティーサイト「はぐまつ」ホームページ掲載

(4) 館内掲示

担当	中央図書館
館長	瀧澤 裕子
電話	32-0099



まつもと市民生きいき活動

- わたしは こころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちをきれいにしよう

報告第 7 号

平成28年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について

1 趣旨

子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済及び回復を図るため、子どもの権利に関する条例施行規則第12条の規定に基づき設置している、子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談状況等について報告するものです。

2 経過

25. 4 松本市子どもの権利に関する条例施行

7 子どもの権利相談室「こころの鈴」開設

27. 4 相談室に室長を配置、新たに土曜日の相談日を増設

相談室カード（※裏面参照）により、市内小・中学校及び高校への訪問PRを開始

29. 4 子どもの権利擁護委員(教育分野)を1名増員

3 相談室の概要

- (1) 相談日 月曜日から木曜日及び土曜日 13時から18時まで
金曜日 13時から20時まで
- (2) 相談方法 電話、メール、面談等（必要に応じ、出張相談も実施）
- (3) 相談員体制 ア 子どもの権利擁護委員 3名
（弁護士、大学教授、元小中学校校長）
イ 子どもの権利相談室 相談室長 1名
ウ 子どもの権利相談室 調査相談員 3名

4 相談件数等

- (1) 相談件数等 (単位：件)

	相談件数		相談者数（単位：人）				相談方法			
	新規	延	子ども	大人	不明	計	電話	メール	面談	計
26年度	76	130	82	48	-	130	49	70	11	130
27年度	140	368	145	244	4	393	240	83	45	368
28年度	146	375	149	264	2	415	273	47	55	375

※ 相談件数と相談者数の差は、1件の相談に複数で訪れることなどがあるためです。

- (2) 相談内容 (単位：件)

	いじめ	不登校	教職員の対応	学校の対応	心身の悩み	交友関係	家族関係	子育て	虐待	その他	計
26年度	10	8	5	1	16	50	19	4	2	15	130
27年度	21	44	28	16	48	41	31	7	6	126	368
28年度	29	88	50	10	14	64	48	10	9	53	375

※ 28年度に相談内容の見直しを行いました。

5 今後の進め方

学校関係の相談が増えたことから、擁護委員（元小中学校校長）を1名増員して相談に対応しています。引き続き、市内小・中学校及び高校の全学校訪問を行いながら、教育委員会と連携して子どもの権利の推進に取り組めます。

担当 こども育成課
課長 上條 公德 電話 34-3291



子どもたちに笑顔を、子どもたちから笑顔を、そして子どもたちと笑顔に



子どもの権利相談室カード（表面）

こまっている時、うれしい時
 なんとなく誰かとはなしたい時
 あなたの声をきかせてね

でんわ（むりょう）
0120-200-195

はなしにきてね
しろ ちか
お城の近くです



メール
 kodomo-s@city.
 matsumoto.nagano.jp

月～木・土曜日
 pm1:00～6:00
 金曜日
 pm1:00～8:00



松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
 松本市役所大手事務所 2 階 〒390-0874 松本市大手 3-8-13

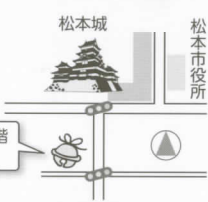
（裏面）

松本市は、どの子ども自分らしく、すこやかにのびのび生きていけるように「松本市子どもの権利に関する条例」をつくりました。

「こころの鈴」は、子どもの笑顔あふれるまちをめざし、保護者や地域のみなさんの相談を受け、一緒に子ども達を支えています。

子どもさんのことで気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

お車の方は市役所の駐車場をご利用ください。



大手事務所2階
こころの鈴

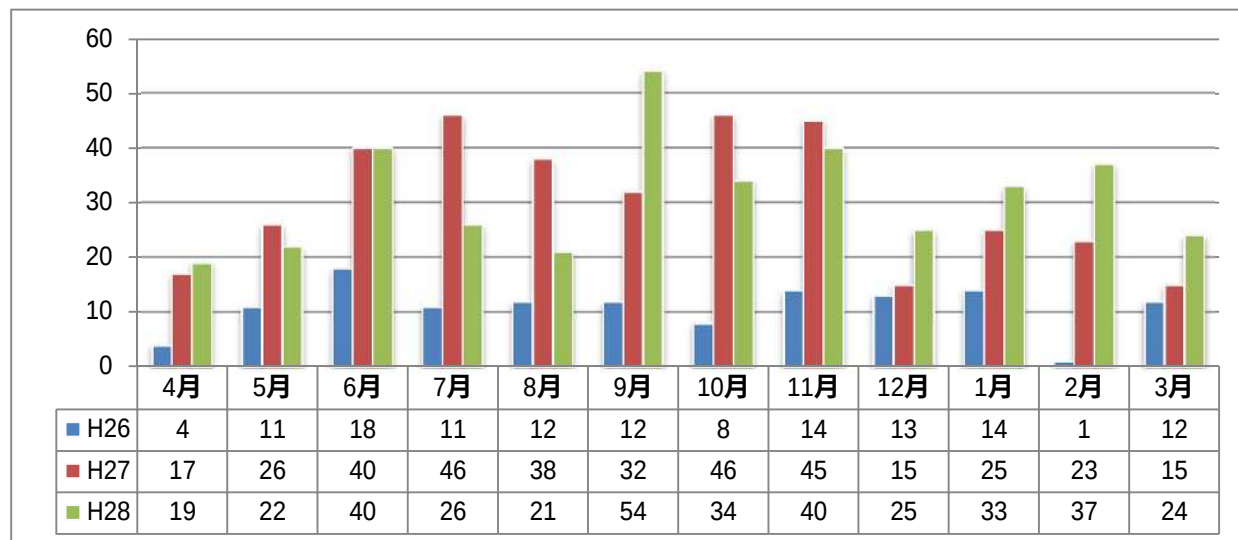
平成26年度・平成27年度・平成28年度 相談状況

●相談件数

年度	延べ	実数
H26 (H26.4～H27.3)	130	76
H27 (H27.4～H28.3)	368	140
H28 (H28.4～H29.3)	375	155

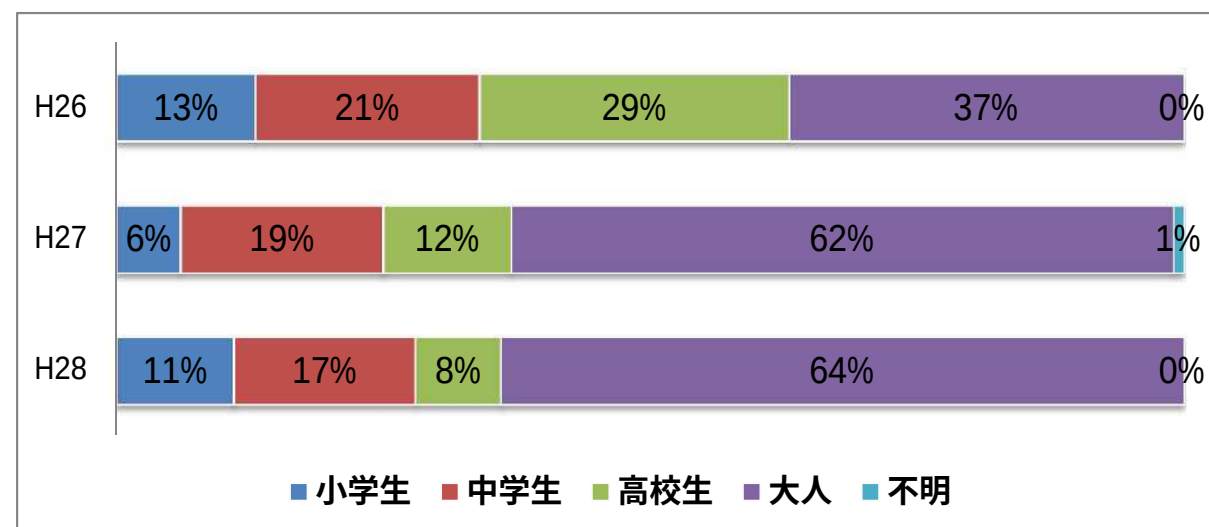
※実数には新規件数のほか継続件数を含みます。
28年度は新規146件、継続9件

●月別相談件数(延べ)



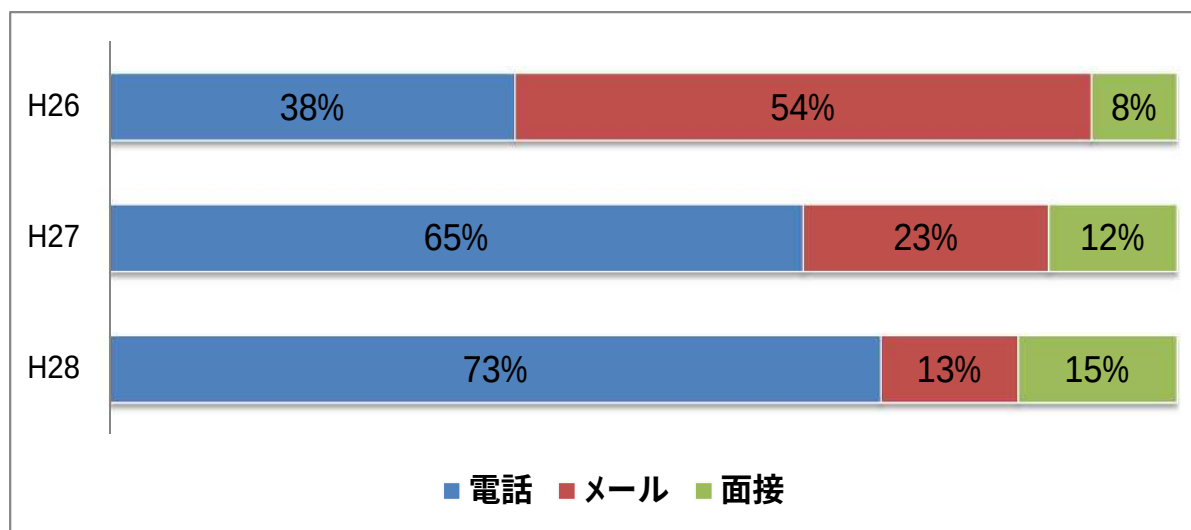
●相談者数

年度	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
H26	17	27	38	48	0	130
H27	24	74	47	244	4	393
H28	45	70	34	264	2	415



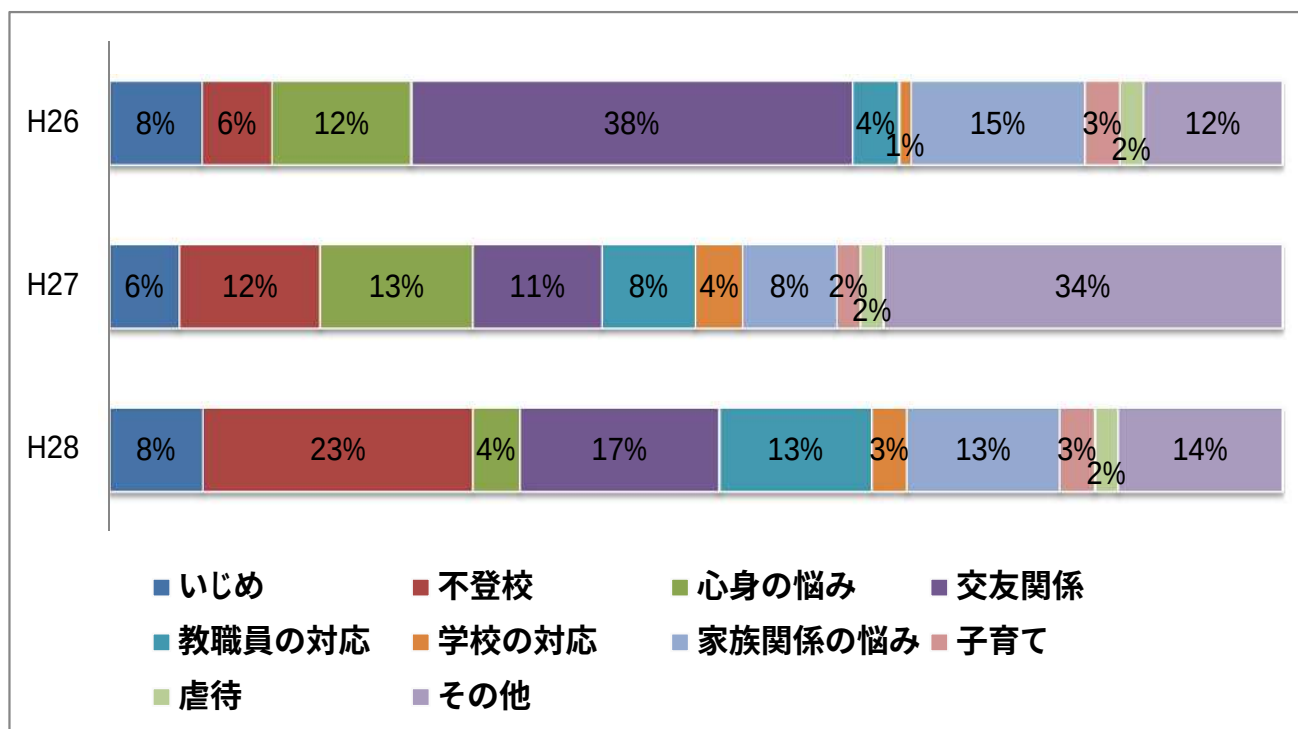
●相談方法

年度	電話	メール	面接	計
H26	49	70	11	130
H27	240	83	45	368
H28	273	47	55	375



●相談内容

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	その他	計
H26	10	8	16	50	5	1	19	4	2	15	130
H27	21	44	48	41	28	16	31	7	6	126	368
H28	29	88	14	64	50	10	48	10	9	53	375



教育委員会資料
29. 5. 25
生涯学習課・中央公民館

周知事項 1

「第8回こいこい松本ー松本国際ふるさと祭りー」の開催について

1 趣旨

松本市及びその周辺に居住する外国人・外国由来の人たちを中心としたネットワークづくりや、異文化交流により相互理解を深めるため、標記事業を開催することについて周知するものです。

2 日時 平成29年6月18日（日）11時から17時まで

3 会場 松本市中央公民館（M ウイング）全館

4 主催 第8回こいこい松本実行委員会（実行委員長 佐藤友則）

5 実行委員会構成団体等（順不同）

中信多文化共生ネットワーク、松本市在住の外国由来の方々、大学生、高校生ほか

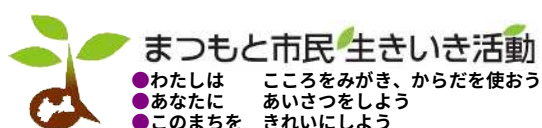
6 共催 松本市中央公民館

7 内容

民族衣装のファッションショー、各国の料理、演奏、ダンス、ゲーム、スタンプラリーほか

8 周知方法

- (1) 広報まつもと（6月号）、市公式ホームページへの掲載
- (2) 松本市内の小・中学校、各地区公民館、各町会へポスター・チラシを配布



担当	生涯学習課・中央公民館
課長	高橋 伸光
電話	32-1132

周知事項 2

松本市市政施行110周年記念

「松本市中央図書館・松本市こどもプラザ4館共催絵本講座」の開催について

1 趣旨

子どもが親とともに絵本や読書を好きになるきっかけづくりとして、また生活、子育ての中での絵本との関わり方などについて考える契機として、こどもプラザとの共催による絵本講座を開催することについて周知するものです。

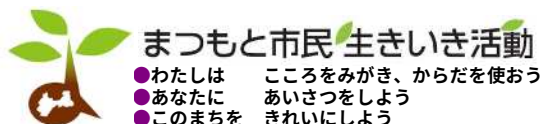
2 開催概要

- (1) 日時 平成29年7月13日(木) 10時から11時30分まで
- (2) 場所 音楽文化ホール 小ホール
- (3) 講師 小西 英子 氏
- (4) 内容 「～絵本の世界～小西 英子氏講演会」
『おいしい絵本の作り方』
- (5) その他
 - ア 定員 190名
 - イ 託児 50名(一人300円 未就園児のみ)
 - ウ 申込み 6月14日(水) 開始

3 周知方法

- (1) 「広報まつもと」6月号に掲載
- (2) 市及び図書館ホームページ等へ掲載
- (3) 図書館及びこどもプラザの館内掲示及びチラシによる周知
- (4) 市内保育園・幼稚園・公民館等にポスター等配布

担当	中央図書館
館長	瀧澤 裕子
電話	32-0099



「学都松本へ」



～絵本の世界～

小西英子氏講演会

おいしい

絵本のつくり方



小西英子さんの食べものの絵本は色彩も鮮やかで本物よりも美味しそう、
思わずおなかがへってきてしまいますね。そんな楽しい絵本づくりの製作
過程で絵本に込めた想いやエピソードをお話いただきます。

日 時 7月13日（木）10：00～11：30

講演会場 松本市音楽文化ホール 小ホール
（ザ・ハーモニーホール）

〒390-0851 松本市島内 4351 Tel 47-2004

定 員 190人（託児50人） 入場無料
※事前申し込みが必要です。

対 象 一般 ※お子様をお連れの方は託児をご利用ください。

託 児 1人 300円 （託児は5ヶ月から未就園児に限ります）
※託児会場 音楽文化ホール 第1練習室ほか

《 申込受付開始 6月14日（水）から 》

★問い合わせ・申し込み★

申し込みは、各こどもプラザ（平日13時から16時の間）または中央図書館へ電話で
お願いします。なお、託児の申し込みは各こどもプラザで受付けます。

※中央図書館は、6月12日（月）～23日（金）特別蔵書整理のため休館となります。
期間中のお問い合わせ・お申し込みは、各こどもプラザへお願いします。

こどもプラザ（筑摩）	Tel 29-3400	小宮こどもプラザ	Tel 47-8310
南郷こどもプラザ	Tel 32-6315	波田こどもプラザ	Tel 91-3113
中央図書館 Tel 32-0099			

松本市中央図書館・松本市こどもプラザ4館共催絵本講座

＜小西英子氏プロフィール＞

1958 年、京都市生まれ。京都市立芸術大学卒業、同大学院（日本画）修了。
現在、芦屋女子短期大学教授。大阪市在住。

絵本に『うりこひめとあまんじゃく』（稲田和子再話「こどものとも」1991 年 11 月号）、
『ピッキのクリスマス』（「同」2011 年 12 月号）、『まるくて おいしいよ』、
『サンドイッチサンドイッチ』、『おべんとう』（以上、福音館書店）、
『やっとなえた』（至光社）、『うばのかわ』（岩波書店）など。

さし絵に『小公子』、『小公女』（岩波書店）、『影の王』（偕成社）など。

★主な著書紹介★



『まるくて おいしいよ』

福音館書店 1999 年 5 月

大きさも色も違うけど
みんなみんなおいしいまるいもの。
「これ、なあに？」

『おべんとう』

福音館書店 2012 年 2 月

ふんわりきいろのたまごやき。
にんじんにブロッコリー…。おいしいものを
いっぱいつめて、心もふんわり、おべんとう。



『みやこのいちにち』

福音館書店 2014 年 3 月

むかしむかし。「みやこには おいしいもんや
きれいなもんが どれほど たくさん あるんやろ」
こぎつねくんは、あこがれのみやこへ行くために、
にんげんに ばけるけいこに一生懸命。
さあ、みやこには どんないちにちが待っているで
しょう。



教育委員会資料
2 9 . 5 . 2 5
美 術 館

周知事項 3

松本市市制施行110周年記念 「日本浮世絵博物館所蔵 酒井浮世絵コレクション展示」の開催について

1 趣旨

国内有数の浮世絵専門の博物館として知られている日本浮世絵博物館所蔵作品の特別展を開催することについて周知するものです。

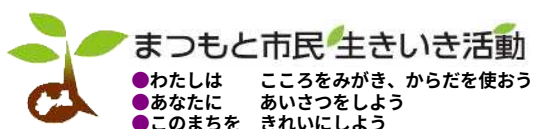
2 概要

- (1) 期間 (前期) 6月6日(火)から7月30日(日)まで
(後期) 8月1日(火)から9月24日(日)まで
- (2) 展示 (前期) 浮世絵の表現と制作技法の変遷
(後期) 代表的な浮世絵師(葛飾北斎、歌川広重、喜多川歌麿 ほか)
- (3) 展示数 10点程度
- (4) 会場 池上百竹亭コレクション展示室
- (5) 開館時間 9時から17時まで(入場は閉館の30分前まで)
- (6) 観覧料 大人410円、大学高校生200円
20名以上の団体100円引き
70歳以上の松本市民、中学生以下無料
障害者手帳携帯者とその介助者1名無料
- (7) 主催 日本浮世絵博物館・松本市美術館

3 周知方法

- (1) 広報まつもと6月1日号に掲載
- (2) 市公式及び美術館ホームページ等へ掲載
- (3) 報道機関への周知

担 当	美術館
副館長	清澤 秀幸
電 話	39-7400



「学都松本へ」

一人ひとりが あたりまえのことをこつこつと続けて かけがえのないのち 生きいきとかがやくように…

周知事項 4

松本市市制施行110周年記念 博物館連携展「松本の近代建築」の開催について

1 趣 旨

博物館分館の重要文化財旧開智学校校舎と松本市歴史の里が連携して、「松本の近代建築」を共通テーマにした展覧会を開催することについて周知するものです。

2 内 容

(1) 重要文化財旧開智学校校舎

- ア 展覧会名 大工棟梁の手がけた松本の洋風建築
- イ 会 期 平成29年6月3日（土）から10月1日（日）まで
会期中無休
- ウ 内 容 旧開智学校（明治9年竣工 国重要文化財）を建築した大工棟梁の立石清重（たていし せいじゅう 1829～1894年）の建築帳面など建築関係資料約50点を展示し、明治時代前期の松本の擬洋風・洋風建築を紹介します。
- エ 観覧料 大人300円、小中学生150円

(2) 松本市歴史の里

- ア 展覧会名 市民が守った文化財～旧長野地方裁判所松本支部庁舎のあゆみ～
- イ 会 期 平成29年6月3日（土）から10月1日（日）まで
月曜休館（月曜日が祝日の場合は翌日休館）
- ウ 内 容 歴史の里の旧長野地方裁判所松本支部庁舎（明治41年竣工 長野県宝）の最近の研究成果をもとに、全国的にも貴重な近代和風建築の木造裁判所庁舎の魅力と、この建物を守った市民運動の保存運動について、建築明細簿や建築図面など約60点の資料を通して紹介します。
- エ 観覧料 大人400円、中学生以下無料
- オ 関連事業 近代建築バス見学会
- (7) 日 時 平成29年7月1日（土）9時から16時まで
- (イ) 定 員 20名（要申込み 先着順）
- (ウ) 講 師 市内で活動する一級建築士
- (エ) 料 金 500円

3 周知方法について

- (1) 広報まつもとへの掲載
- (2) 松本市公式ホームページへの掲載
- (3) 松本まると博物館ホームページへの掲載
- (4) 博物館ニュース「あなたと博物館」への掲載
- (5) 報道機関への周知

担当 博物館

事業担当課長 関沢 聡

電話 32-0133



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
——まると松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」